

市民活動支援センターの指定管理者再指定について

1. 指定管理者

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

2. 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

3. 指定管理者検証委員会検証結果

総合評価 B (期待値をやや上回る)

評価区分	評価	総合評価(評価理由)	
施設利用状況	3	B	<p>全般的に、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会の指定管理業務は、効率的・経済的・安定的に運営されている。</p> <p>平成29年度の利用者数は前年度比約2倍に増えており、登録団体数も順調に増えている。新たな団体の立上げ支援を6団体行うとともに、ネットワークの立上げ支援も行っており、こうした成果はセンターとしての役割を果たした結果と考えられる。</p> <p>また、毎年度末に実施している利用者アンケート結果では、ほとんどの利用者が職員の対応を満足と回答するなど、概ね良い評価をいただいている。</p> <p>これまでの2年半の間に、市民活動支援センターとしての基盤は出来ていると感じるため、今後はさらにこれを充実させ、認知度向上を進めていくことで市民活動の裾野拡大へと繋がっていくことを期待している。</p>
事業収支	3		
職員配置	3		
事業実施	3		
管理運営全般	3		
施設の維持管理	3		
サービス向上	4		
危機管理対策	3		
その他	3		
利用者評価	4		

4. 今後の予定

平成 30 年 12 月 第 4 回定例会に上程
 議決後、告示

平成 31 年 1 月 本協定締結